

上天草市窓口業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 目的

多様化する窓口業務を専門的知識・技術・経験を有する民間事業者に委託することにより、質の高い市民サービスの提供と行政構造の効率化を図るため、公募型プロポーザルを実施し、委託業者を選定する。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名 上天草市窓口業務委託
- (2) 業務内容 「上天草市窓口業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 平成27年10月1日から平成30年9月30日まで
ただし、平成27年9月1日から平成27年9月30日までの期間は準備期間とし、準備期間については、契約予定者と協議する。
- (4) 契約方法 プロポーザルにより選定した事業者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約とする。

3 委託料

- (1) 業務に係る委託料上限額は、157,970,000円（消費税含む。）とする。
- (2) 年度別上限額は以下のとおりとする。
 - ア 平成27年度 26,087,000円（消費税8%含む。）
 - イ 平成28年度 53,173,000円（消費税8%含む。）
 - ウ 平成29年度 53,140,000円（消費税10%含む。）
 - エ 平成30年度 26,570,000円（消費税10%含む。）

4 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 熊本県内に本店又は支店、事業所等を有する法人である者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 応募書類の提出時点において、本市の指名競争入札の指名停止等の措置を受けていない者
- (4) 個人情報保護に関する指針を定めている者
- (5) 平成22年4月1日以降に、官公庁又は自治体において、窓口業務委託

の実績がある者

- (6) 国税及び地方税に滞納がない者
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者
- (9) 暴力団（上天草市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統治下でない者

5 提出書類及び提出期間等

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式第1号）
- イ 企画提案書（任意様式、提案項目は後述）
- ウ 見積書及び見積内訳書（任意様式）
- エ 財務関係書類（直近2年分の貸借対照表及び損益計算書）
- オ 請負実績を証明できるもの
- カ 個人情報保護に関する指針
- キ 納税証明書（国）※法人税と消費税及び地方消費税
- ク 納税証明書（本店所在の市区町村）※法人市民税
- ケ 印鑑証明書
- コ 登記事項証明書
- サ 委任状

(2) 提出部数

正本1部 副本1部

ただし、イからカについては、副本10部とし、副本は複写可とする。

(3) 提出期限及び提出方法

平成27年7月24日（金）17時まで（必着）

郵送又は持参とし、持参の場合は、休日及び業務時間外を除く。

(4) 提出先

〒861-6192

熊本県上天草市松島町合津7915番地1

上天草市役所市民生活部市民課

6 質問の受付及び回答

別紙上天草市窓口業務委託仕様書等の内容に関する質問の受付及び回答の方法は、次のとおりとする。

(1) 受付期限

平成27年7月10日（金）17時まで（必着）

(2) 提出方法及び提出先

質問書（様式第2号）に記入のうえ、FAXにより提出すること。

上天草市役所市民生活部市民課（FAX 0969-56-2291）

(4) 回答方法及び回答日

平成27年7月15日（水）にFAXにて回答する。

7 提案項目

業務提案書に記載する項目は、次のとおりとする。

(1) 業務執行関係

ア 業務を確実かつ円滑に遂行するための体制について

イ 地域貢献（地元雇用等）に対する考え方について

ウ その他

(2) 業務履行方法

ア 窓口業務に対する考え方について

イ 人材育成及び研修体制に対する考え方について

ウ その他

(3) 危機管理

ア 個人情報保護に対する考え方について

イ その他

8 選定方法等

(1) 契約予定者の選定は、「上天草市窓口業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」が行う。

(2) 選定に当たっては、(3)の選定基準により、提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査し、最も評価点数の高い参加事業者を契約予定者として選定する。

(3) 選定基準

評価項目		配点	小計
会社概要等	①会社概要及び財政状況	5	10
	②類似業務の受託実績	5	
業務体制等	③業務体制及び業務執行計画	20	35
	④地域貢献（地元雇用等）に対する考え方	15	
業務履行方法	⑤窓口業務に対する考え方	20	30
	⑥人材育成及び研修体制に対する考え方	10	

危機管理	⑦個人情報保護に対する考え方	10	10
その他	⑧その他の提案	5	5
見積金額	⑨見積金額及び積算内訳書	10	10
合 計			100

9 プレゼンテーションの実施（予定）

- (1) 日時 平成27年8月5日（水）
- (2) 場所 上天草市役所松島庁舎3階会議室
- (3) 実施時間 1事業者につき40分以内
（プレゼンテーション30分以内、質疑応答10分以内）
- (4) 出席者 1事業者につき3人以内
- (5) その他

ア プレゼンテーションは、事前に提出された資料を基に行い、変更又は差替えは認めない。

イ プロジェクター、RGB（D-SUB15Pin）ケーブル及びスクリーンは上天草市が準備する。

ウ プレゼンテーションに必要なノートパソコン等は、参加事業者が準備する。

※ 開始時間、会場等の詳細については、別途通知する。

10 結果通知

- (1) 審査結果は、企画提案書等を提出した事業者に対し、文書にて通知する。
なお、結果は市ホームページに掲載する。
- (2) 審査点数等プロポーザルの審査詳細については公表しない。

11 契約締結

上天草市は、選定委員会において決定された契約予定者と業務委託契約を締結する。

12 スケジュール

月 日	内 容
平成27年7月1日（水）	公募開始
平成27年7月10日（金）	質問受付締切
平成27年7月15日（水）	質問に対する回答
平成27年7月24日（金）	企画提案書等提出締切 プレゼンテーション時間等通知

平成27年8月5日(水) (予定)	プレゼンテーション
平成27年8月12日(水)	結果通知
平成27年8月20日(木)	委託契約締結

※日程については、変更する場合があります。

1.3 参加費用の負担

このプロポーザルに係る一切の費用については、参加事業者の負担とし、参加事業者から提出された提出書類等は返却しない。

1.4 問合せ先

上天草市役所市民生活部市民課 担当：上田

TEL 0969-28-3368

FAX 0969-56-2291